

町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 1 2 月 1 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の140」を「100分の142.5」に、「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市職員の期末手当支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び次項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

#### （特例措置）

- 2 平成28年12月1日を基準日とする期末手当に係る改正後の条例第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。

#### （内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の町田市職員の期末手当支給に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給額及び支給割合)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第1項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「100分の107.5」とあるのは「<u>100分の142.5</u>」と、「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(支給額及び支給割合)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第1項及び別表第1の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「100分の107.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>4 略</p>